

特定需用者向け商品に係る市場画定論を斥けた事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 4 年 9 月 16 日

【事 件 番 号】 令和 3 年（行ケ）第 12 号、令和 3 年（行ケ）第 7 号

【事 件 名】 審決取消請求事件（段ボールケース価格カルテル トーモク・レンゴー）

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 独占禁止法（以下、法）3 条・7 条の 2 ほか

【掲 載 誌】 公正取引委員会 DB

◆ LEX/DB 文献番号 25593484

南山大学教授 齊藤高広

事実の概要

X_1 （レンゴー）および X_2 （トーモク）は、他の 3 社（ X_1 および X_2 と合わせて「5 社」）と共同して、平成 23 年 10 月 31 日、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格または加工賃を引き上げる旨合意（「本件合意」）が、法 2 条 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、法 3 条に違反するものであることから、平成 26 年 6 月 19 日、公正取引委員会は、排除措置命令と課徴金納付命令を命じた。 X_1 らは、これら命令に対して、平成 27 年 3 月まで設置していた審判手続対象であり審判請求をしたところ、課徴金額の一部を取り消す審決（「本件審決」）が下された（ X_1 について、10 億 7044 万円から 10 億 6758 万円、 X_2 について、6 億 0401 万円から 6 億 363 万円に減額¹⁾）。さらに不服を申し立てて争われたのが、本件である。

判決の要旨

1 「法 2 条 6 項にいう『共同して』に該当するためには、当該行為について、相互の間に『意思の連絡』があったと認められることが必要と考えられる。そして、『意思の連絡』とは、複数の事業者の間で相互に同内容又は同種の対価の引上げを実施することを認識し、これと歩調をそろえる意思があることを意味し、一方の対価引上げを他方が単に認識して認容するのみでは足りないも

の、事業者間で相互に拘束し合うことを明示して合意することまでは必要でなく、相互に他の事業者の対価の引上げ行為を認識し、暗黙のうちに認容することで足りると考えられる（東芝ケミカル事件東京高裁判決〔東京高判平 7・9・25 審決集 42 巻 393 頁〕参照）。」「本件審決は、これと同旨の判断枠組みを採用しており、その法令解釈に誤りはない。」

2 「法 2 条 6 項にいう『一定の取引分野における競争を実質的に制限する』とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、共同して商品の販売価格を引き上げた場合には、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に当該商品の販売価格を左右することができ状態をもたらすことをいう（多摩談合新井組事件最高裁判決〔最判平 24・2・20 民集 66 巻 2 号 796 頁〕参照）。」「まず、本件合意（違反行為）が対象とする上記『一定の取引分野』の範囲を画定」と、「本件合意は事実上の拘束力（実効性）を有するカルテル合意として成立しており、その対象となる商品は、いずれも広域ユーザーである特定ユーザー向けの、日本工業規格に基づく外装用段ボールシートを加工して製造される段ボールケースであって、かつ、その交渉の範囲等は、この特定ユーザー向け段ボールケースの販売及び加工に係る取引全般に及んでいたものというべきである。このような事実関係の下では、一般

的かつ客観的な見地からみて、本件合意による競争の実質的な制限の判断対象となる『一定の取引分野』（市場）は、特定ユーザー向け段ボールケースの販売及び加工に係る取引全般をもって画定すべきである。」これに対し、X₂らは各特定ユーザー向け段ボールケースの間には需要の代替性や供給の代替性を欠き、「一定の取引分野」は特定ユーザーの交渉担当窓口ごとに画定されるべきであると主張する。「確かに、一般論として、特定ユーザー向け段ボールケースであっても、個別のユーザーごとに仕様や値上げの対象等に違いがあることは否定できない」ものの、「『一定の取引分野』、すなわち一般的かつ客観的な市場の画定に関しては、一般に、個別ユーザーごとに競争関係が想定される場合であっても、これを重層的に画定することが可能である」（NTT 東日本事件・東京高判平 21・5・29 審決集 56-Ⅱ 巻 262 頁）。本件では、5 社間での小部会等において、「個別ユーザーごとに想定される上記仕様や値上げの対象等の相違は、本件合意の形成とこれを具体化する過程において当然の前提として扱われ、代替性のあるものとして上記一連の値上げ交渉が行われたとみるのが合理的」であり、「個々のユーザーにとって選択肢となる商品は、特定ユーザー向け段ボールケースという形で重層的に存在し、実質的な制限の有無の判断対象となる『市場』を形成している」。他方で、「法 2 条 6 項にいう『競争を実質的に制限する』とは、上記一定の取引分野において、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で、ある程度自由に販売価格又は加工賃を左右することができる状態をもたらすことをいう（多摩談合新井組事件最高裁判決参照）。」「本件合意が成立した平成 23 年度において、本件 5 社が特定ユーザーに販売する段ボールケースの総販売金額（914 億 1295 万円余り）は、特定ユーザーに販売される段ボールケースの総販売金額（1093 万 5332 万円余り）の 8 割余りを占めていたこと」からすると、「本件合意は、特定ユーザー向け段ボールケースの販売価格又は加工賃について、その取引分野における『競争を実質的に制限する』」。

3 「法 7 条の 2 第 1 項が定める課徴金制度は、……カルテル禁止の実効性確保のための行政上

の措置として設けられたものであるから〔最判平 17・9・13 民集 59 巻 7 号 1950 頁〕、同項が、実行期間の始期につき『当該行為の実行としての事業活動を行った日』と規定する趣旨は、不当な取引制限に係る合意の拘束力が及んでいる『事業活動』が行われた日以降については、具体的な値上げの実現の有無やその可能性のいかんを問わず、当該カルテルに基づく不当な利得の発生を擬制した上、これを違反行為者から課徴金として剥奪しようとするものであるところ、上記値上げ合意（カルテル）により値上げ予定日が定められ、その日からの値上げに向けて交渉が行われた場合には、仮に、その交渉の結果として、値上げ予定日に実際に値上げをすることができなかったとしても、少なくとも値上げ予定日以降においては、カルテル合意の拘束力が及んでおり、競争者の低価格攻勢に対する競争的な値下げをほとんど検討することなく値上げ交渉を行うことができたものというべきであるから、当該値上げ予定日に、本件合意（違反行為）の『実行としての事業活動』が開始されたものとみるのが合理的である。」「そうすると、本件合意（カルテル）の下では、値上げ予定日に実際に価格を引き上げることができたか否かはもとより、その可能性の程度や認識の有無を問わず、当該値上げ予定日をもって実行期間の始期に当たる」。

判例の解説

一 本件合意の認定とその課題

不当な取引制限の成立には、事業者間における共同性の立証が大きな鍵になる。少数のプレーヤーで構成される寡占市場では、企業行動は相互に把握・予想されやすい。品質が一様で製品差別化に乏しい商品を扱い、原材料の仕入れや工場施設などの生産条件も類似していれば、価格・生産数量等の設定も斉一化しやすい。このような意識的並行行為や企業戦略の偶然の一致は、消費者厚生を損なうものの、これらを直接非難することは困難であるとされている。ただ、共同性を示す証拠、例えば、東芝ケミカル事件判決が述べる共同歩調を取る意思があれば、非難に値する人為性を認めることができる。本件では、事業者が一堂に

会し、「少なくとも暗黙のうちに、本件5社の間に『意思の連絡』、すなわち同内容又は同種の対価の引上げを実施することを相互に認識し、これと歩調をそろえる意思が存在していること」が証拠から認定され、「原紙代、加工賃及び販売価格のいずれについても値上げの幅等は、偶然とはいえないほど足並みが一致」していた。

東芝ケミカル事件判決が共同性の推認方法の先例として浸透している。そのことに勿論異論はないが、本件業界はカルテルが繰り返されている²⁾。判旨は、「本件5社間において行われた一連の事前交渉は、飽くまで値上げを目的として行われたものであって、単なる情報交換の場ではない」とも述べているが、実際には情報交換がカルテルの温床となっている。価格などの重要な戦略情報の詳細について、恒常的かつ短期間のうちに交換することは、統計情報の域を超えて反競争効果をもたらす。これは欧米競争法の共通認識である。調査・違法認定段階から、対価引上げ合意に限らず、価格情報のやりとりをする情報交換合意だけで違法とする手法または推定する手法も模索されるべきではないか。なお、いずれの合意でも、独自の判断によって行われたなどの特段の事情があれば、共同性の認定が覆ってもよいが、本件ではそのような事情がないことも認定している³⁾。

二 特定需用者向け商品に係る市場画定論

1 原告主張の意図

原告は、特定ユーザー向け段ボールケースの間には需要の代替性や供給の代替性がないから、市場は「特定ユーザーの交渉担当窓口ごとに画定されるべきである」と主張した。例えば、原油から精製されるガソリン、軽油、重油などの油種があっても、ストーブ用の灯油を求める消費者にとって種別商品間に代替性はない。また、用途や機能は同じだが各ユーザーが異なる仕様を求める場合も、商品相互間に代替性はなく、よって、ユーザー毎の狭い市場が成立することになりそうである。課徴金は違反行為実施期間中における当該商品に係る売上高を基準に算定されることから、対象商品の範囲を絞り込めれば課徴金額も少なくなり、また、市場画定の不適切性を理由に行政処分の違法性を導けそうである。

2 一定の取引分野の解釈

一定の取引分野とは、需用者と供給者の間で成立する競争圏であって本来であれば競争が機能する場である。違反認定との関係では、共同行為の場合、対象としている取引およびそれにより影響を受ける範囲を検討した結果得られる、合意の影響力や実効性が及ぶ範囲を指し、企業結合規制とは性質上の違いが明確であり、対象商品外および対象商品間相互の代替性等について厳密な検証を行う実益は乏しいものと解されている⁴⁾。

判旨は、「ブロードバンドサービス市場」という広い市場と、審決が画定した「戸建て住宅向け FTTH サービス市場」という狭い市場が同時に成立するとした NTT 東日本事件判決を引用して、一定の取引分野は、一般に、個別ユーザー毎に競争関係が想定される場合でも重層的に画定できるとし、合意交渉の範囲に着目した上で、本件では「特定ユーザー向け段ボールケースの販売及び加工に係る取引全般」をもって画定すべきであるとした。従前、仕様の異なる特注品をめぐる場合は、厳密には特定需用者にとって選択肢にならない供給者が法2条4項における競争の定義には含まれず、したがって、一定の取引分野とはいえない余地があるとする地裁判決もあった⁵⁾。私的独占を扱った NTT 東日本事件判決は、「重層的」との文言を使用しなかったが、より広汎な市場に包含される細分化市場も画定可能であると述べていた。判旨は、不当な取引制限において、異なる仕様を求める需用者層をめぐる供給者間で競争可能な、差異ある商品群について市場が連鎖的あるいは重層的に画定可能であることを高裁判決として初めて明確にした。

原材料などの投入物や製造加工過程・販路の一部が共通する場合、範囲の経済性や密度の経済性から、需要者も供給者も関連商品群を取り扱うことが少なくない⁶⁾。本件のように、1つのカルテル合意が関連する複数商品市場を同時に制限する事案では、リニエンシー申請のインセンティブ確保、タイミング、申請商品の都合から、または、課徴金算定の都合から、便宜的に細分化市場を画定することもあれば、包括的な総称や上位概念を使った市場を画定することもある⁷⁾。わが国では、共同行為に対する反駁の余地を残さない当然違法

原則を採用していない。事情を知悉する違反行為者は、合意対象から積極的に外した商品を客観的に見て観念できるなどの特段の事情があることについて、反証することができる。判旨もその点を尊重し、検討している。

3 競争の実質的制限の閾値

競争の実質的制限とは、ある程度自由に価格等を左右できるような市場支配力の形成・維持・強化を意味する。判旨が言及する競争機能侵害論は、入札談合に限らず、価格調整メカニズムの中核システムを人為的に制限する価格カルテルのほか、ほとんどの独禁法違反行為にも当てはまる。判旨は、特定ユーザー向けの総販売金額に占める割合を示している。たしかに合算して70～80%のシェアを扱った過去の事例は多いが、8割近くを占めなければ「実質的」に当たらないというわけではない。市場構造や実効性確保などの条件次第では、過半（50%）のシェアでも競争の競争制限に至ることもある。

三 課徴金納付命令における実行期間の始期

判旨は、擬制された不当利得を奪取する趣旨から、カルテル合意の拘束力が及ぶ限り、実行期間の始期は値上げ予定日であると判示している。原告は、「具体的な競争制限効果が明確に認定できる時点」である最初の出荷日とすべきであると主張していた。入札談合の場合、公取委実務は個別の受注調整を経て落札受注した物件に絞り、司法判断も多摩談合新井組事件最高裁判決が「具体的な競争制限効果が発生するに至ったもの」としている。価格カルテル事件では、合意に至っても価格引上げが難航することがある。取引相手先の地位が高く交渉力も強いと、合意価格の引上げが困難となり、意見交換や情報交換の場で対策が検討されることがあるが、通常、合意目標額に基づく取引相手先毎の現実的かつ具体的な価格引上げに基づく具体的な競争制限効果の立証までは不要である。

●——注

- 1) 公取委排除措置命令および課徴金納付命令平 26・6・19 審決集 61 巻 108 頁、163 頁 [段ボールシート]・審

決集 61 巻 117 頁、170 頁 [段ボールケース]・審決集 61 巻 128 頁、178 頁 [大口需要者向け段ボールケース] に対する審決として、公取委審決令 3・2・8 審決集 67 巻 138 頁 [段ボールシート・段ボールケース]・審決集 286 頁 [本件段ボールケース]。審決の解説として、井畑陽平・令和 3 年度重判解 210 頁がある。

- 2) 本件および関連事件があるほか、8 条違反を含めて、公取委勧告審決昭 39・1・9 審決集 12 巻 58 頁 [8 条：東日本段ボール工業組合]、公取委勧告審決昭 45・9・29 審決集 17 巻 120 頁 [8 条：全国段ボール工業組合連合会]、公取委勧告審決昭 52・4・15 審決集 24 巻 1 頁 [8 条：東日本段ボール工業組合]、公取委勧告審決昭 56・3・30 審決集 27 巻 121 頁 [8 条：東日本段ボール工業組合]、公取委勧告審決昭 56・6・5 審決集 28 巻 25 頁 [ジュートライナー]、公取委勧告審決昭 63・4・26 審決集 35 巻 3 頁 [東海地区]・審決集 35 巻 10 頁 [北陸地区] がある。
- 3) 情報伝達を伴う接触や価格の外形的一致と見られる要素がありながら、競合他社から有力な顧客を奪取し、カルテル参加者から疎まれていた事情を検討するなどして、不当な取引制限の適用を取り消した事例として、コーンスターチ価格カルテル加藤化学事件・公取委審決令 1・9・30 審決集 66 巻 1 頁がある。齊藤高広・公正取引 832 号 56 頁。
- 4) シール談合刑事事件・東京高判平 5・12・14 高刑集 46 巻 3 号 322 頁、ブラウン管国際価格カルテルサムスン SDI・マレーシア事件・東京高判平 28・1・29 審決集 62 巻 419 頁、日本エアリキード事件・東京高判平 28・5・25 審決集 63 巻 304 頁など。
- 5) ペアリングカルテル NTN 刑事事件・東京地判平 27・2・4 審決集 62 巻 485 頁。同規定は一定の取引分野の解釈には影響しない。宮井雅明・平成 27 年度重判解 245 頁、泉水文雄『独占禁止法』（有斐閣、2022 年）35 頁。
- 6) 企業結合規制の文脈ではクラスター市場として検討される。林秀弥『企業結合規制』（商事法務、2011 年）460 頁、528 頁、金井貴嗣ほか編著『独占禁止法〔第 6 版〕』（弘文堂、2018 年）212 頁 [武田邦宣]。
- 7) 例えば、ニンテンドー DS 事件・公取委審決平 25・7・29 審決集 60-1 巻 144 頁などがある。金井貴嗣・ジュリ 1373 号 84 頁、井畑陽平・経済法判例百選〔第 2 版〕46 頁。区分の実益を欠くとして、1 つの私的独占排除行為ないしは排除意図が対象とする異なる商品を「単一市場」と画定したマイナミ航空サービス事件・東京地判令 4・2・10 公取委 DB も参照。